

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都昭島市拝島町三丁目1番3号

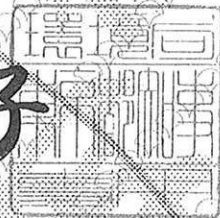
氏名 株式会社貴藤
代表取締役 池ノ谷 新吾



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条 第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年 9月17日

許可の有効年月日 令和11年 9月16日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集運搬 (積替え保管を含む。)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、
ばいじん

(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上15種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに)

(以上10種類)

2 積替え保管施設 (施設詳細は裏面のとおりに)

施設所在地: (1) 東京都立川市西砂町五丁目69番5及び69番6

(2) 東京都羽村市羽字武蔵野4193番1及び4198番1

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、2(1)の施設は原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物 (石綿含有産業廃棄物を除く。) の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 9月17日 新規許可

令和 4年 9月17日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

許可番号 第13-10-007846号

2 積替え保管施設

- (1) 施設所在地：東京都立川市西砂町五丁目6-9番5及び6-9番6
 積替え保管面積：1,745㎡
 最大保管高さ：1.9m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保 管 量	
汚泥（無機性のものに限る。）	ドラム缶(200ℓ)×5本	1.0㎡
廃油	ドラム缶(200ℓ)×5本	1.0㎡
動植物性残さ	ドラム缶(200ℓ)×5本	1.0㎡
廃プラスチック類、 ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物に限る。)	コンテナ(22㎡)×1基 コンテナ(8㎡)×1基	30.0㎡
	保 管 量 合 計	33.0㎡

- (2) 施設所在地：東京都羽村市羽字武蔵野4-1-93番1及び4-1-98番1
 積替え保管面積：523㎡
 最大保管高さ：2.3m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保 管 量	
廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類 (中間処理後の廃棄物に限り、石綿 含有産業廃棄物を除く。)	コンテナ(28㎡)×5基	140.0㎡
	保 管 量 合 計	140.0㎡

(以下余白)